

マル経融資制度をご活用ください！

(小規模事業者経営改善資金)

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、徳島商工会議所の推薦により、無担保・保証人不要・低金利で融資を受けられる国(日本政策金融公庫)の公的融資制度です。

ご融資の条件

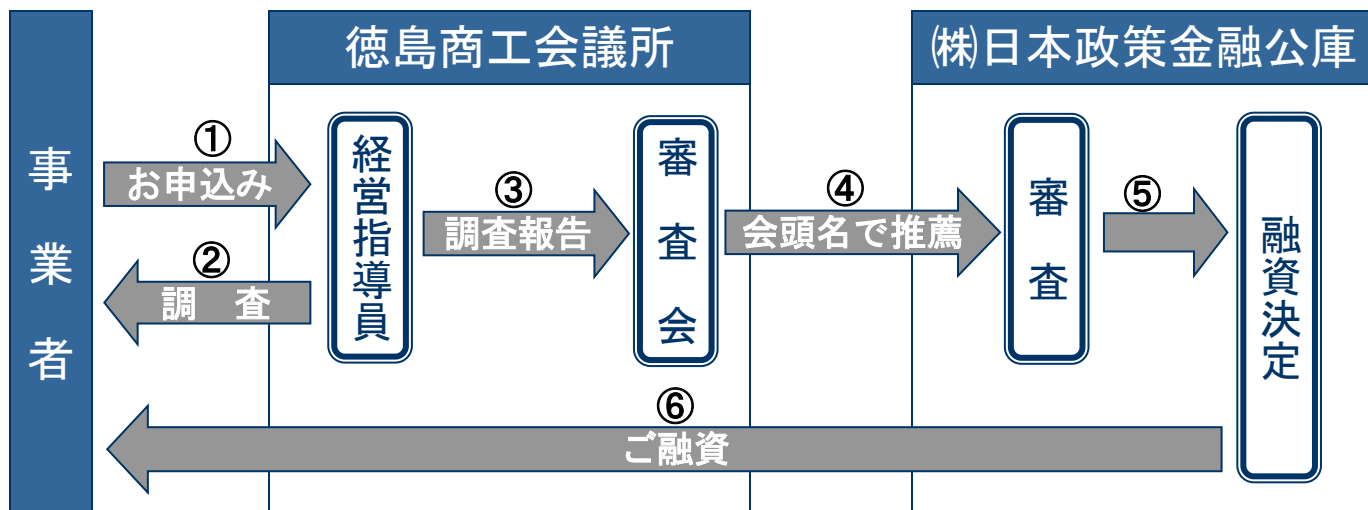
	通常枠・賃上げ貸付利率特例制度	
融資限度額	2, 0 0 0万円	
担保・保証人	不 要（信用保証協会の保証も不要）	
返済期間	運転資金	1 0年以内（据置期間2年以内）
	設備資金	
融資対象	以下のすべての要件を満たす方 ・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている ・常時使用する従業員が 商業・サービス業（宿泊業および娯楽業を除く）にあっては5人以下 製造業・その他にあっては20人以下 の法人・個人事業主の方 ・原則6カ月以上、徳島商工会議所の経営指導員から経営指導を受けている方 ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している 以下、賃上げ貸付利率特例制度利用希望者 ・創業後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある者、又は最近の決算期において既に2.5%以上増加している者	
融資利率	（2026年9月1日現在） 2. 9 0% ※日本政策金融公庫国民生活事業の貸付利率になります。 ※賃上げ貸付利率特例制度利用者は、<u>当初2年間</u>上記利率より0. 5%引下げ	
資金使途	【運転資金】 商品・材料の仕入、買掛・手形の決済、従業員賞与・諸経費の支払い、 その他つなぎ資金等 【設備資金】 店舗・工場改装、営業車両購入、機械・設備・什器等の購入	

※本融資のご利用については、決算・確定申告内容、金融機関との取引状況等から判断した結果、お客様の
ご希望に添えない場合があります。

※原則として、他の金融機関の借入金の借替にはご利用いただけません。

※1,500万円を超える融資を行う場合には、小規模事業者(事業主)が策定した事業計画書を推薦書に添付する必要があります。

お申込みからご融資までの流れ



お申込み時にご用意いただくもの

法人企業様と個人事業主様では、ご用意していただくものが異なります。

法人企業

1. 前期・前々期の決算書の控え
※決算後6ヵ月を経ている場合は、出来る限り最近の試算表
2. 前期・前々期の確定申告書の控え
※税務申告書の別表一(一)
3. 「法人税確定申告書別表2」又は株主を把握できるその他資料(株主名簿等)
4. 会社の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」(3ヵ月以内のもの)
※公庫受付時点でマル経資金の借入れがない方
5. 法人税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書(直近のもの)
6. 次に掲げるいずれかの書類
 - 税務署の受領印のある税務申告書の別表一(一)の控え
 - 電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの
 - 消費税の領収書又はその証明書
 - 源泉徴収所得税の領収書又はその証明書
 - 法人税の領収書又はその証明書(税額又は事業所得額が0円の場合は除く)
7. 金融機関から借入金がある場合は、その返済予定表
※代表者家族名義含む
8. 設備資金の場合、見積書・契約書
9. 初回ご利用の場合、土地・建物の全部事項証明書(3ヵ月以内のもの)

個人事業主

1. 前年・前々年の決算書の控え
※決算後6ヵ月を経ている場合は、出来る限り最近の収支明細表
2. 前期・前々期の確定申告書の控え
※確定申告書の第一面
3. 所得税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書(直近のもの)
4. 次に掲げるいずれかの書類
 - 税務署の受領印のある確定申告書の第一面の控え
 - 電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの
 - 消費税の領収書又はその証明書
 - 源泉徴収所得税の領収書又はその証明書
 - 所得税の事業所得にかかる証明書(種類その2、所得種類が事業所得と記載のもの)
5. 金融機関から借入金がある場合は、その返済予定表
※代表者家族名義含む
6. 設備資金の場合、見積書・契約書
7. 初回ご利用の場合、土地・建物の全部事項証明書(3ヵ月以内のもの)

※貸上げ貸付利率特例制度をご利用希望の方は、申請時に別途必要な書類があります。

お問合せは

徳島商工会議所 経営支援部

〒770-8530 徳島市南末広町 5 番 8-8 号 徳島経済産業会館 1 階
TEL 088-653-3213 FAX 088-623-8504